

町では入札制度改善のため、住民の代表を含めて設置した「入札・契約制度改善検討委員会」の答申をもとに、大規模な工事については、より競争性の高い「制限付き一般競争入札の試行」導入を決めました。なお、指名競争入札も指名枠の拡大や業者選定基準、選定方法を改善するなど透明性の確保に努めた、新たな入札制度としてスタートさせました。

新たな入札制度スタート

町では入札制度改善のため、住民の代表を含めて設置した「入札・契約制度改善検討委員会」の答申をもとに、大規模な工事については、より競争性の高い「制限付き一般競争入札の試行」導入を決めました。なお、指名競争入札も指名枠の拡大や業者選定基準、選定方法を改善するなど透明性の確保に努めた、新たな入札制度としてスタートさせました。

新入札制度3つの柱

一、制限付き一般競争入札方式の試行導入

一般競争入札方式を導入した場合の課題や問題点を把握するため、十億円前後の大規模な工事を目安として、工事の質確保を最重点に、入札参加業者は、地域性、技術力、実績など、入札ごとに適正な資格条件を付した「制限付き一般競争入札の試行」を行いました。

二、指名競争入札に係る業者選定手続きの見直し

指名競争入札では、業者選定基準を充実し、指名業

町では、今回の試行実施状況をみながら導入についての検討を進めたいと考えています。ただし、執行体制の整備にあたっては、経費の増加につながる安易な組織の拡大は行わない方針です。

三、不正行為に対する対応

談合、贈収賄など不正行為に対しても、指名停止措置要領（七年一月制定）により厳正に対応することとした場合のマニュアルを作成し、新たに談合情報があつた場合のマニュアルを作成し、適格な対応がとれる体制を整備しました。

指名競争入札方式とは

一定の資格を有する多数の者により入札の方法により競争させ、最も有利な条件を提示した者を契約の相手方とする契約方法で

町では、今回、試行実施状況をみながら導入についての検討を進めたいと考えています。ただし、執行体制の整備にあたっては、経費の増加につながる安易な組織の拡大は行わない方針です。

町では、今回の試行実施状況をみながら導入についての検討を進めたいと考えています。ただし、執行体制の整備にあたっては、経費の増加につながる安易な組織の拡大は行わない方針です。

町では、今回、試行実施状況をみながら導入についての検討を進めたいと考えています。ただし、執行体制の整備にあたっては、経費の増加につながる安易な組織の拡大は行わない方針です。

町では、今回、試行実施状況をみながら導入についての検討を進めたいと考えています。ただし、執行体制の整備にあたっては、経費の増加につながる安易な組織の拡大は行かない方針です。

町では、今回、試行実施状況をみながら導入についての検討を進めたいと考えています。ただし、執行体制の整備にあたっては、経費の増加につながる安易な組織の拡大は行かない方針です。

町では、今回、試行実施状況をみながら導入についての検討を進めたいと考えています。ただし、執行体制の整備にあたっては、経費の増加につながる安易な組織の拡大は行かない方針です。

町では、今回、試行実施状況をみながら導入についての検討を進めたいと考えています。ただし、執行体制の整備にあたっては、経費の増加につながる安易な組織の拡大は行かない方針です。

町では、今回、試行実施状況をみながら導入についての検討を進めたいと考えています。ただし、執行体制の整備にあたっては、経費の増加につながる安易な組織の拡大は行かない方針です。

町では、今回、試行実施状況をみながら導入についての検討を進めたいと考えています。ただし、執行体制の整備にあたっては、経費の増加につながる安易な組織の拡大は行かない方針です。

町では、今回、試行実施状況をみながら導入についての検討を進めたいと考えています。ただし、執行体制の整備にあたっては、経費の増加につながる安易な組織の拡大は行かない方針です。

平成7年度

光町指名競争入札登録業者のうち町内業者数

種別 ランク	土工 木工	建工	建築 事業	舗工 装事	管・電気 等工事
A	2	2	2	4	
B	1	0	1	5	
C	6	2	1	7	
D	1	1	0		
計	10	5	4	16	



す。指名競争入札は、一般競争入札と比較し、不良不適格な業者を排除することにより、工事種類（土木、建築、舗装、管電気等）ごとにAランク、Bランクなどのランク付けを混入により工事の質の確保などに問題が指摘されています。また、執行体制の整備にあたり専門技術者の確保や事務量の増大などの課題があることから、いままでは行われていませんでした。しかしながら、近い将来も推進し、企画財政課に指名結果、入札経過及び入札結果の閲覧簿を置くとともに、大規模な工事についても、広報紙などでも公表することにしました。

町の指名競争入札は次のように行われています。

指名競争入札に参加するには、建設業法に定める経営事項審査（千葉県知事が実施）を受けたうえで、町に指名参加願いを提出し、資格審査基準により適格と認められた業者を一定の基準で選定します。この意見をもとに指名業者を決定し、入札を行い予定価格を下まり最も低い価格を提示した業者と契約を締結します。

簿に登載された業者のなかから発注しようとする工事の規模に応じて各ランクの中から過去の実績などを考慮し、指名業者選定審査会において審議し、町長に対して指名業者についての意見を答申します。この意見をもとに指名業者を決定し、入札を行い予定価格を下まり最も低い価格を提示した業者と契約を締結します。

簿に登載された業者のなかから発注しようとする工事の規模に応じて各ランクの中から過去の実績などを考慮し、指名業者選定審査会において審議し、町長に対して指名業者についての意見を答申します。この意見をもとに指名業者を決定し、入札を行い予定価格を下まり最も低い価格を提示した業者と契約を締結します。